

旭川市介護サービス等事業者物価高騰対策支援金

旭川市では、原油価格・物価高騰の影響を受けながらも安定的なサービス提供を継続する介護サービス等事業者に対し、事業運営の負担を軽減するため、食材費、ガス代及び燃料代の一部を補助する介護サービス等事業者物価高騰対策支援金を支給します。

申請期限 令和5年1月31日(火)

1. 対象事業所

旭川市内に事業所を有する、次の全てに該当する事業所が対象です。

- ①令和4年1月1日時点で、各根拠法令に基づく指定・認可・届出に基づく登録がある。
- ②令和4年4月から1月にサービス等の利用者がいる。
- ③令和5年3月31日まで、廃止または休止の予定がない。

●対象事業所一覧（区分別）

区分	入所施設	通所施設	その他
事業所種別	①特養養護老人ホーム ②介護老人保健施設 ③介護療養型医療施設 ④介護医療院 ⑤短期入所生活介護(単独施設) ※基準該当事業所を含む ⑥認知症対応型共同生活介護 ⑦介護付き有料老人ホーム ⑧サービス付き高齢者向け住宅 ※特定施設入居者生活介護の指定施設に限る ⑨養護老人ホーム ⑩軽費老人ホーム ⑪生活支援ハウス	①通所介護 ※認知症対応型、地域密着型含む ②通所リハビリテーション ③小規模多機能型居宅介護	①訪問介護 ※夜間対応型、定期巡回・随時対応型含む ②訪問入浴介護 ③訪問看護 ④訪問リハビリテーション ⑤居宅介護支援 ⑥介護予防支援 ⑦福祉用具貸与 ⑧住宅型有料老人ホーム ⑨健康型有料老人ホーム ⑩サービス付き高齢者向け住宅 ※特定施設入居者生活介護の指定施設以外

2. 支援金の支給額

区分	対象経費	支給上限額
入所施設	食材費、ガス代、燃料代	9,000円×定員数(11月1日時点)
通所施設	食材費、ガス代、燃料代	2,000円×定員数(11月1日時点)
その他	車両燃料代	1事業所20,000円

区分別の対象経費について、次の①又は②の方法により算定し、支給上限額まで支給します。

①	令和4年4月から11月のいずれか一月の支出額と令和3年の同じ月の支出額の差額を12倍した額
②	令和4年4月から11月のいずれか一月の支出額に、次の率をかけた額の合計額を12倍した額 ・食材費 5.75% ・ガス代 11.74% ・燃料代(車両燃料代も同じ) 12.74%

※計算例は別紙をご覧ください。

3. 申請手続き

旭川市ホームページから申請書類をダウンロードし、電子メールもしくは入力フォームから送信、又は郵送で提出してください。

【申請書類ダウンロード】

介護 物価高騰

検索

旭川市ホームページ内を検索

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/10013/10014/d076580.html>

(1) 申請書類

以下の書類を事業者（法人）で一括して提出してください。

- ①様式第1号 旭川市介護サービス等事業者物価高騰対策支援金申請書兼請求書
- ②様式第2号（その1） 事業所内訳表（差額による算定）
- ③様式第2号（その2） 事業所内訳表（物価上昇率による算定）

※ 令和4年度「旭川市介護サービス等事業者感染症対策支援金」を申請された事業者で、同じ口座への振込をご希望の場合は、口座情報の記入を省略できる様式となっています。

(2) 提出先

●入力フォーム <https://logoform.jp/form/iLZf/168465>

送信後に、メールで受付番号をお知らせします。ぜひご利用ください。

●電子メール chojushakai_hojokin@city.asahikawa.hokkaido.jp

※ 翌営業日までに市からメールを返信しますので必ずご確認ください。

返信メールが届かない場合は、お電話でご連絡くださいますようお願いいたします。

●郵送送付先 〒070-8525 旭川市6条通9丁目
旭川市福祉保険部長寿社会課 地域包括ケア推進係

(3) 支給

申請書類の審査後、支給決定通知書を郵送し、指定の口座に振り込みます。
口座への振込は、申請から2～3週間程度かかります。

4. 留意事項

(1) 同一事業所において、異なる種別の事業を一体的に実施している事業所は、1事業所として算定します。

- ・介護予防、第1号事業は、介護事業の定員により1事業所・施設として算定します。
- ・特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、軽費老人ホームに併設している短期入所生活（療養）介護（ショートステイ）は、定員を入所施設に加算して算定します（※空床利用除く）。
- ・認知症対応型共同生活介護に併設している通所介護（共用型認知症対応型）は、定員を入所施設に含め、入所施設1施設として算定します。

(2) 訪問介護のサテライト事業所は、本体事業所1事業所として算定します。

(3) 障害福祉サービス及び介護サービスの双方にサービス提供を行っている事業所については、経費を区分できる場合のみ、それぞれの支援金を申請することができます（※経費を重複して申請することはできません。）

お問合せ

旭川市福祉保険部 長寿社会課 地域包括ケア推進係

〒070-8525

旭川市6条通9丁目 旭川市役所 総合庁舎2階

電話：25-9797

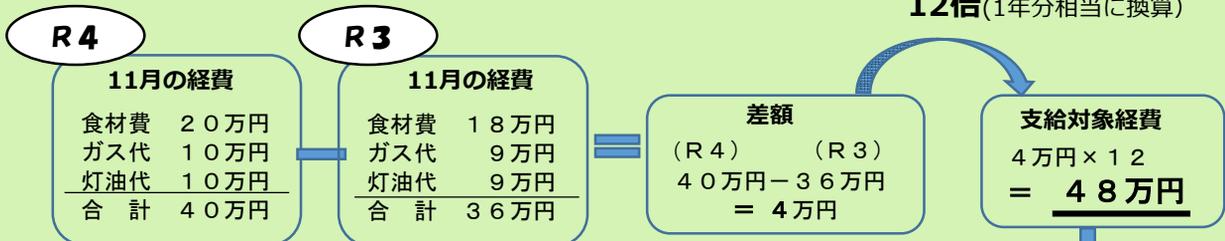
FAX：29-6404

E-mail：chojushakai@city.asahikawa.lg.jp

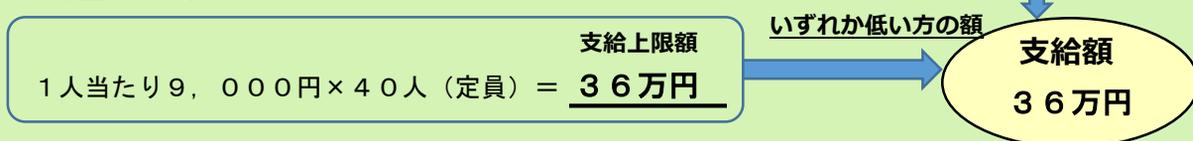
【 計算例 ① 】

区分：「入所施設」定員40名の場合

(1) 支給対象経費の計算 ※食材費, ガス代, 燃料代



(2) 支給上限額の計算

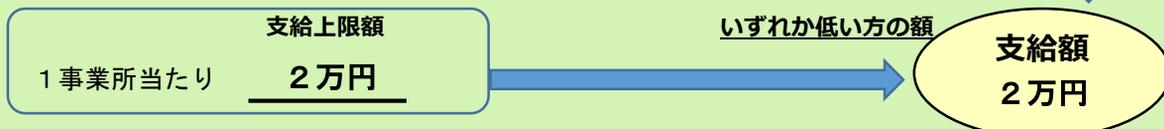


区分：「その他」の場合

(1) 支給対象経費の計算 ※車両燃料代



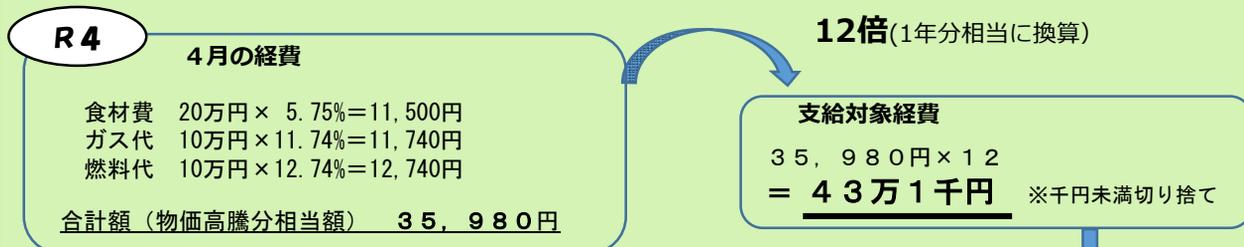
(2) 支給上限額の計算



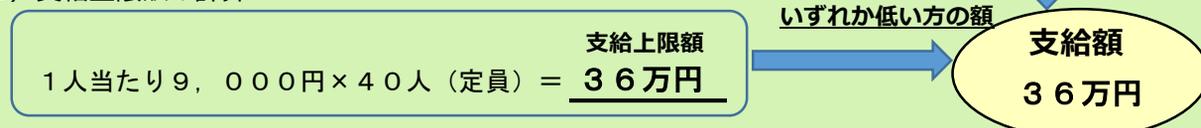
【 計算例 ② 】

区分：「入所施設」定員40名の場合

(1) 支給対象経費の計算 ※食材費, ガス代, 燃料代



(2) 支給上限額の計算



FAQ

Q 区分「入所施設」, 「通所施設」の対象経費の食材費, ガス代, 燃料代とはどのようなものですか。

A 利用者の食事や介護サービスの提供等, 事業のために要する食材費, ガス代, 燃料代を対象としています。燃料代には, 灯油, 重油の他, 車両燃料代(ガソリン, 軽油)も含まれます。

Q 施設がオール電化のため, ガス代も燃料代もかかっていません。電気代は対象になりますか。

A 電気代は, この支援金の対象になりません。他の対象経費(食材費, 車両燃料代)についてののみ申請することができます。(電気代高騰に対する補助は, 北海道が実施します。)

Q 区分「その他」の対象経費の車両燃料代とは, どのようなものですか。

A 利用者の送迎, 利用者宅への訪問等のサービス提供等, 事業のために使用する車両にかかったガソリン代, 軽油代を対象とします。自家用車を使用している場合でも, 事業経費に計上しているものであれば対象になります。

Q 支給上限額の定員は, いつ時点のものですか。

A 令和4年11月1日時点です。

Q 事業所内訳表は, 様式第2号(その1)と様式第2号(その2)は, 両方提出するのですか。

A どちらか一方を提出してください。(支給額が上限額に達しない場合は, 支給額が高くなる方で算定して差し支えありません。)

●「様式第2号(その1)」(差額による算定)

→令和4年の任意の一月と令和3年同月の差額により物価高騰の影響額を計算できる場合に使用

●「様式第2号(その2)」(物価上昇率による算定)

→比較する前年がない場合のほか, 利用者数や購入数量の変更等により前年との比較では物価高騰の影響額が計算できない場合に使用

Q 様式第2号(その2)(物価上昇率による算定)の率は, どのように決められていますか。

A 消費者物価指数(令和4年(2022年)9月分)-令和2年基準-総務省統計局・北海道分を基に算出しています。

Q 対象経費を算定すると, 支給上限額よりも少ない金額になります。支給額はいくらになりますか。

A 対象経費を算定した額(支給対象経費)と支給上限額のいずれか少ない額が支給額になります。支給対象経費が支給上限額よりも少ない場合は, 支給対象経費(千円未満切り捨て)が支給額になります。

Q 申請書類に, 領収書等の添付は必要ありますか。

A 領収書等の支出根拠書類の提出は必要ありませんが, 確認を求める場合がありますので大切に保管しておいてください(5年間)。

Q 実績報告書の提出は必要ありますか。

A 必要ありません。

Q 令和4年度「旭川市介護サービス等事業者感染症対策支援金」を申請していませんが, 今回の物価高騰対策支援金の申請はできますか。

A 申請できます。様式第1号「旭川市介護サービス等事業者物価高騰対策支援金申請書兼請求書」に御記入いただいた振込口座に, 支給額をお振込みします。